

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成26年 6 月 3 日

調布市長 長 友 貴 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 2 8 日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、市が管理する飛田給スタジアム前横断歩道橋の南東階段下倉庫にあった物品を処分したことにより損害を与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 743,990円
- 2 損害賠償の相手方 調布市在住者